

伊那市景観審議会議事録概要	
項目	令和3年度 第1回 伊那市景観審議会
開会日時	令和3年9月1日(水) 午前10時00分
閉会日時	令和3年9月1日(水) 午前11時45分
場所	伊那市役所本庁5階 501・502会議室
出席者	<p>伊那市景観審議会委員 信州大学社会基盤研究所/農学部 上原三知 伊那商工会議所 伊藤隆博 伊那市建設業組合 栗原敦司 伊那市農業委員会 池上敏明 伊那商工会議所 高橋正和 伊那不動産組合 辰野一夫 上伊那森林組合 原武志 上伊那塗装広告事業協同組合 三澤重一 信州伊那アルプス街道推進協議会 北嶋隆 長野県建築士会上伊那支部 辻井俊恵 西箕輪ふるさと景観住民協定者会 山口通之 三峰川みらい会議 稲邊謙次郎 長野県伊那建設事務所 米倉雅博</p> <p>伊那市長 白鳥 孝 事務局 建設部長 伊藤 徹 都市整備課長 伊藤 一真 都市整備課計画係長 辰ノ口 祐三 都市整備課計画係 春日 茂彦</p>
委任状による出席者	伊那市商工会 伊東洋明
欠席者	伊那青年会議所 畑宏晃
議事	<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく届け出件数の推移について ・眺望点の指定について ・屋外広告物のパトロールについて ・伊那市屋外広告物条例(案)について

<p>資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・景観条例について ・景観法に基づく届け出件数の推移について ・眺望点の指定について ・屋外広告物のパトロールについて ・伊那市屋外広告物条例（案）について
<p>議 事 録</p>	<p>1 開会</p> <p>2 市長あいさつ</p> <p>3 委嘱</p> <p>4 正副会長の選出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の互選により、会長に信州大学農学部准教授・上原三知委員、副会長に西箕輪ふるさと景観住民協定者会・顧問の山口通之委員が選出された。 <p>5 議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議事録署名委員に伊藤隆博委員と栗原敦司委員が指名された。 <p>(1) 景観条例について</p> <p>(2) 景観法に基づく届出件数の推移について</p> <p>(3) 眺望点の指定について</p> <p>(4) 屋外広告物のパトロールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上、事務局より資料にて説明 <p>【質疑応答】</p> <p>(委 員) 景観法による届出のあった行為は、全て基準に適合しているのか。否認した事例はあるのか。</p> <p>(事務局) 現在、届出のあるものは全て基準内である。企業でもコンプライアンスを重視しており、建築物や広告物にも注意を払っている。</p> <p>(会 長) 市は、多くの件数を確認しており、この情報を市民にも広報することにより景観に対する意識も高まり、市のチェックもより厳しくなると思う。</p> <p>県の眺望点制度は、本来、広範囲にわたるような地域を超えた眺望点について、一つの自治体だけでなくお互いにチェックし風景を守る制度である。連携すべき自治体があれば一緒に議論が必要だと思う。</p> <p>(5) 「伊那市屋外広告物条例（案）について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局より資料にて説明 <p>【質疑応答】</p> <p>(委 員) 遠出した時に、道路沿いに看板が沢山ある自治体やない自治体があった。この条例は、伊那市の景観に関する感度が高い姿勢を内外に示す重要な条例であり、実効性を持たせて絵に描いた餅にしないことが大切である。是正まである程度の時間を要することはやむを得ないと思うが、それに実効性を持たせて欲しい。</p> <p>近隣自治体の姿勢も大事で、広域農道を通行した時に、伊那市は穏やかだが、他地域は全然違う光景だと、伊那谷のイメージも良くない。 三風の会のモデル看板設置は、8市町村でどこまで連携して浸透させて</p>

議	<p>いけるのか、強制力はないが姿勢を示すことが大事である。</p> <p>(会長) 広域農道等は、一体的で統一的な基準による保全が重要。ある市町村だけが基準を厳しく決めると、緩い方の市町村に開発が集中するなど予期しない影響もあり、この論点は重要だと思う。</p> <p>第1種規制地域はかなり厳しく、仮に大きな看板設置の場合には影響も大きくなる。第4種規制地域では、1店舗当たり250㎡まで設置でき、逆に、大きな看板を設置してしまう可能性もある。</p> <p>また、第2種規制地域の1敷地当たり4㎡という基準により、一か所にまとまっていた看板が、沿道沿いに設置されていく可能性がある。コントロールして風景を良くするための基準が思わぬ方向へ行き、逆に悪くならないようにすることが大切である。</p> <p>(事務局) 現在、広域農道は、駒ヶ根市と飯島町は独自条例による規制であり、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村は、県条例による規制である。</p> <p>現在、県で、伊那市の新条例制定にあわせて、広域農道の規制について検討中と聞いている。</p> <p>また、三風の会は、広域農道をモデル路線とし、看板の三風ブラウン化を市町村境なく推進している。この農道は飯田方面へ続き、南信州広域連合へこの活動の働きかけを行っている。</p> <p>実効性の問題は本当に大事。点検が義務化されており、その周知を兼ねて、改修時には基準に合わせるよう広報していく。</p> <p>1敷地当りの総量規制が、却って看板分散の原因となる可能性については、想定外であったので検討する。</p>
	<p>事</p> <p>録</p>

	<p>県下でも三風の会という産学官が一緒になった取り組みはなく、非常に珍しく、8市町村だけでなく諏訪や飯田を含めて条例化に向け、スタンスを同じくする必要がある、これからの課題だと思う。</p> <p>(事務局) 条例に、伊那市の独自性と実効性を持たせるように検討した。既存不適格について容認するが、先行する他市を見ると既存不適格の是正に人とお金を非常に使い、結局、是正できていかない例もある。伊那市は、条例に実効性を持たせるため容認し順次改善していく。</p> <p>(委員) 長野県の景観は田園風景で、これをいかに守っていくかが大切だが、建築物も建築される。街の発展も必要であり、何を優先し、規制の区分けをするかが大切である。</p> <p>一点目として、ナイスロードは一番の商業地で発展しているのに、一番厳しい第1種規制地域とするのは疑問である。現状とのすり合わせが必要ではないか。</p> <p>二点目として、道路が新しく開き、建物が無い場所は、田園風景を守っていく必要があると思う。一方で、道路沿いに既にある企業は看板を掲出し、アピールしないと成立しない。バラバラな物を設置させないために、あらかじめ設置可能な場所を決め、大きさを統一し、三風モデルデザインで掲出するような方法は取れないか。</p> <p>三点目として、商店街にネオンを認めるのは疑問を感じる。ネオンにも美しいネオンとそうでないネオンがあり、一概に許可すると怪しいネオン街となってしまうのではないか。</p>
議	
事	<p>(事務局) 一点目のナイスロードは、現状、県条例にて厳しい規制としてあり、新条例もこれを引き継ぐ。これまでも看板の改修を依頼し、8割程は是正されてきた。看板の更新タイミングもあり、直ぐに全部の改修ではなかったが、企業に理解していただいている。</p> <p>二点目の広域農道などでの設置可能な場所の指定や看板集合化の件だが、現状の看板掲出状況を確認する中で基準を作成した。現在の看板は、看板業者と地権者が契約を結び設置しており、個人財産に関わるため踏み込みきれない。広域農道は三風の会の活動により、三風モデルの設置が進んでいる場所もあり、三風モデルが既存不適格になると、これまでの活動がふいとなるのでこの規制内容とした。</p> <p>三点目として、中溝通りなど一律にネオンを規制してしまうと、町が寂れ、飲みに行きづらくなってしまう。この条例案は、市全体の地域特性により、一定の基準を定めてあり理解して欲しい。</p>
録	<p>条例案では、既存不適格を容認していくが、ナイスロードは、県条例の禁止地域から第1種規制地域となり、一定基準内の自己用看板は設置が可能。</p> <p>また、水神町や小出島などの既存商業地についても、既存不適格を容認</p>

議 事 録	<p>する中で、順次更新の際、是正を依頼していくが、条例案の考え方は意見と同じ方向なので御理解いただきたい。</p> <p>(会 長) 三風モデルのブラウンの背景の色は、季節や時間を問わず文字が見えやすく配慮されている、素材も長持ちで廃棄しやすい工夫も知ってほしい。</p> <p>(事務局) 具体的な説明は今回初であり、次回審議会に向け、条例案を提案した。後日、事務局から意見を頂くアンケート用紙を送付する。</p> <p>6 その他</p> <p>(事務局) 次回審議会は、11月頃を予定。</p> <p>(会 長) 説明と質問の時間バランスが良くなかったので、次回は検討をして欲しい。</p> <p>7 閉 会</p>
-------------	--